

平成 27 年度

3 級 F P 技能検定試験対応 制度改正資料

ライフプランニングと資金計画

リスク管理

金融資産運用

タックスプランニング

不動産

相続・事業承継

平成 27 年 4 月 1 日現在で適用されている法令等に基づいて作成した制度改正資料です。

F P 試験において押さえておきたい主な内容を掲載していますのでご確認ください。

なお、**該当ページ**には、平成 26 年度用 3 級テキストの該当ページを記載しています。

ー山田コンサルティンググループー
株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

<ライフプランニングと資金計画>

1. 70 歳未満の高額療養費制度が改正されました。

平成 27 年 1 月、70 歳未満の高額療養費制度の所得区分が 3 区分から 5 区分に細分化されました。

<70歳未満の高額療養費制度（平成27年1月以降）>

対象者		算定基準額（月額）	多数該当
高所得者	標準報酬月額 83万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
	標準報酬月額 53万円～79万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
一般	標準報酬月額 28万円～50万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
	標準報酬月額 26万円以下	57,600円	44,400円
低所得者 (住民税非課税)		35,400円	24,600円

(注) 低所得者とは、市町村民税非課税者および生活保護法に規定する要保護者

該当ページ P20

2. 介護保険の自己負担割合が改正されます。

平成 27 年 8 月以降、一定以上所得のある第 1 号被保険者（65 歳以上）については、介護サービスの自己負担割合が 1 割から 2 割に引き上げられます。

該当ページ P23

3. 公的年金の改正

(1) マクロ経済スライドが初めて実施されます。

平成 16 年公的年金改正によりマクロ経済スライドの導入が決まっていたましたが、デフレ経済下では実施されないことになっています。そのため、これまでにマクロ経済スライドが実施されたことはありませんでしたが、平成 27 年度に初めて実施されます。

該当ページ P24 追加

(2) 国民年金保険料が改正されました。

平成 27 年度の国民年金保険料は月額 15,590 円です。

該当ページ P27

(3) 厚生年金保険料率が改正されました。

平成 27 年 4 月 1 日現在の厚生年金保険料率は 17.474%です。平成 27 年 9 月以降は 17.828%となります。

該当ページ P27

(4) 老齢給付の年金額が改正されました。

	改正前（平成 26 年度）	改正後（平成 27 年度）	該当ページ
老齢基礎年金	772,800 円	780,100 円	P30、P35
物価スライド率	0.961	使用しない	P33、P43
加給年金額	65 歳未満の配偶者： 222,400 円～386,400 円 子：2 人目まで222,400 円 3 人目以降74,100 円	65 歳未満の配偶者： 224,500 円～390,100 円 子：2 人目まで224,500 円 3 人目以降74,800 円	P34

(5) 老齢厚生年金の報酬比例部分および定額部分の計算式が変わりました。

老齢厚生年金の報酬比例部分および定額部分の計算式が変わりました。マクロ経済スライドが実施されたことで、物価スライド特例措置による計算は行われず、本来水準による計算となります。平成 27 年度の計算式は、次のとおりです。

①報酬比例部分

報酬比例部分＝㉞平成 15 年 3 月以前の期間分＋㉟平成 15 年 4 月以降の期間分

$\begin{aligned} \text{㉞の期間分の報酬比例部分} &= \text{平均標準報酬月額} \times \text{乗率 (7.125} \sim \text{9.5/1000)} \\ &\quad \times \text{平成 15 年 3 月までの加入月数} \\ \text{㉟の期間分の報酬比例部分} &= \text{平均標準報酬額} \times \text{乗率 (5.481} \sim \text{7.308/1000)} \\ &\quad \times \text{平成 15 年 4 月以降の加入月数} \end{aligned}$

②定額部分

定額部分＝1,626 円×生年月日に応じた率（1.000～1.875）×厚生年金加入月数

※平成 26 年度までの計算式で用いた「1.031」および物価スライド率（平成 26 年度は 0.961）は使用しません。

該当ページ P33、P34

(6) 在職老齢年金の支給停止額が改正されました。

60 歳台後半の在職老齢年金の支給停止調整額が、46 万円から 47 万円に変更されました。なお、60 歳台前半の在職老齢年金の支給停止調整開始額 28 万円に変更はありません。

該当ページ P36

(7) 障害給付の年金額が改正されました。

	改正前 (平成 26 年度)	改正後 (平成 27 年度)	該当 ページ
障害基礎年金 1 級	772,800 円×1.25	780,100 円×1.25	P38
障害基礎年金 2 級	772,800 円	780,100 円	P38
障害基礎年金の子の加算額	2 人目まで：222,400 円 3 人目以降：74,100 円	2 人目まで：224,500 円 3 人目以降：74,800 円	P38

(8) 遺族給付の年金額が改正されました。

	改正前 (平成 26 年度)	改正後 (平成 27 年度)	該当 ページ
遺族基礎年金	772,800 円	780,100 円	P41
遺族基礎年金の子の加算額	2 人目まで：222,400 円 3 人目以降：74,100 円	2 人目まで：224,500 円 3 人目以降：74,800 円	P41
遺族厚生年金の中高齢寡婦 加算	579,700 円	585,100 円	P43

なお、遺族厚生年金の年金額についても計算式が変わりました。上記 (5) ①報酬比例部分を参照してください。

$$\text{報酬比例部分} = (\text{㉞平成 15 年 3 月以前の期間分} + \text{㉟平成 15 年 4 月以降の期間分}) \times 3 / 4$$

該当ページ P42

<リスクと保険>

1. 保険業法が改正され、保険募集の基本的ルールが創設されます。

保険業法の改正法案が平成 26 年 5 月に成立し、保険募集におけるルールが見直されます。改正のポイントは、①保険募集の際の情報提供義務・意向把握義務などの保険募集に係る基本的ルールの創設、②代理店などの保険募集人に対する体制整備義務の導入、の 2 点です。保険募集の基本的ルールの創設とは、これまで法律上に定められていた「不適切な行為の禁止」に限らず、情報提供義務や意向把握義務など、積極的な顧客対応を求める義務を導入するということです。なお、施行日は公布日から 2 年以内に政令で定める日（平成 28 年 5 月予定）です。

該当ページ P112 に追加

<金融資産運用設計>

1. N I S A の改正が行われます (平成 28 年 1 月 1 日以後の適用)。

- ・ 非課税投資額の上限を年 100 万円から年 120 万円に引上げ
- ・ 未成年者を対象とした「ジュニア N I S A」の創設 (非課税投資額の上限は年 80 万円)

該当ページ P156

<タックスプランニング>

1. 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用期限が延長されました。

消費税率 10%への引上げ時期が 1 年半延期されたことにより、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の適用期限が、平成 29 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日までに延長されました。

該当ページ P235

<不動産運用設計>

1. 消費税率 10%（国税たる消費税 7.8%、地方消費税 2.2%）への引上げ時期が延長されました。

	改正前	改正後
引上げ時期	平成 27 年 10 月 1 日から	平成 29 年 4 月 1 日から

該当ページ P278

2. 土地の売買による所有権の移転登記について、登録免許税の税率の軽減措置（1,000 分 15）の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 3 月 31 日まで

該当ページ P279

3. 住宅用建物の所有権保存登記・所有権移転登記および住宅取得資金の貸付等にかかる抵当権設定登記について、登録免許税（税率）の軽減措置の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 29 年 3 月 31 日まで

該当ページ P279

4. 宅地等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例措置（課税標準を固定資産税評価額の 2 分の 1）の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 3 月 31 日まで

該当ページ P280

5. 住宅および土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則 4%）を 3%とする特例措置の適用期限が延長されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 27 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 3 月 31 日まで

該当ページ P280

6. 住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置の対象から、空家の敷地が除外されます（平成 28 年度分から適用）。

住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置の対象から、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 27 年 5 月 26 日から施行）」に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等の敷地が除外されます（平成 28 年度分から適用）。

なお、特定空家等とは、下記の状態にある空家等をいいます。

- ①そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

該当ページ P281、P282

<相続・事業承継設計>

1. 「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」の適用期限が延長され、非課税限度額が拡大されました。

平成 21 年度に創設された「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例」の適用期限が、平成 26 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日に延長されました。また、延長に合わせて非課税限度額も以下のとおり変更となりました。

区分 住宅の取得等の 契約の締結期間	消費税 10%適用者		左記以外の者（注）	
	耐震・エコ・バリ アフリー住宅	一般住宅	耐震・エコ・バリ アフリー住宅	一般住宅
平成 26 年	/	/	1,000 万円	500 万円
平成 27 年			1,500 万円	1,000 万円
平成 28 年 1 月～9 月			1,200 万円	700 万円
平成 28 年 10 月～29 年 9 月	3,000 万円	2,500 万円	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月～30 年 9 月	1,500 万円	1,000 万円	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月～31 年 6 月	1,200 万円	700 万円	800 万円	300 万円

(注) 消費税 8%で購入した者、個人間による売買で中古住宅を契約した者

該当ページ P322

2. 「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用期限が延長され、教育資金の用途の範囲が拡大されました。

	改正前	改正後
適用期限	平成 27 年 12 月 31 日まで	平成 31 年 3 月 31 日まで

平成 25 年度に創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の適用期限が、平成 27 年 12 月 31 日から平成 31 年 3 月 31 日に延長されました。また、対象となる教育資金の範囲に通学定期券代、留学渡航費等が追加されました。

該当ページ P323

3. 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されました。

平成 27 年度税制改正において「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されました。平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に行われる直系尊属から子や孫に対する結婚・子育て資金の一括贈与について、適用要件を満たす場合に、一定額まで贈与税が非課税となります。

本制度の適用要件等は次のとおりです。

贈与者	受贈者の直系尊属（父母や祖父母）
受贈者	20 歳以上 50 歳未満の者（子や孫）
贈与財産	結婚・子育て資金 ^(注1) の支払に充当するための金銭等
贈与手段	金銭等を金融機関 ^(注2) に信託等する
申告	受贈者は金融機関を経由して非課税申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない
払出しの確認等	受贈者は結婚・子育ての支払いに充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない
非課税限度額	受贈者 1 人につき 1,000 万円（結婚に際して支出する費用は 300 万円が限度）

(注1) 「結婚に際して支出する婚礼（結婚披露を含む）に要する費用および引越に要する費用のうち一定のもの」および「妊娠や出産に要する費用、子の医療費や保育料のうち一定のもの」をいいます。

(注2) 信託会社（信託銀行を含む）、銀行および金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る）をいいます。

該当ページ P323 「③教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」のあとに新制度として追加

4. 「住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例」の適用期限が延長され、適用対象となる増改築等の範囲が拡大されました。

改正前	改正後
平成 26 年 12 月 31 日まで	平成 31 年 6 月 30 日まで

平成 15 年に創設された「住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例」の適用期限が、平成 26 年 12 月 31 日から平成 31 年 6 月 30 日に延長されました。また、適用対象となる増改築等の範囲に、「一定の省エネ改修工事」「バリアフリー改修工事」「給排水管または雨水の浸入を防止する部分に係る工事」が加えられました。

該当ページ P326

平成 27 年度
3 級 F P 技能検定試験対応
制度改正資料

2015 年 6 月 29 日発行

制作・著作・発行
株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ

無断複写・複製・頒布を禁じます。